

聴覚に障がいのある方へのサービスです!

越谷市

コミュニケーション支援事業
要約筆記者の派遣



社会福祉法人
越谷市社会福祉協議会
手話通訳者・要約筆記者派遣事務所

コミュニケーション
支援事業は、

聴覚に障がいのある方への**公的**なサービスです！

原則、
無料

市内の聴覚に障がいのある方が、生活の中で、周りとのやり取りをしやすいするために、

手話通訳者

や

要約筆記者

を派遣します。

文字で**伝える**
手話を使用しない聴覚に障がいのある方に、相手の話を要約して書いて伝えます。

ノートテイク

例) 診察室

例) 講演会

OHC

(オーバーヘッドカメラ)

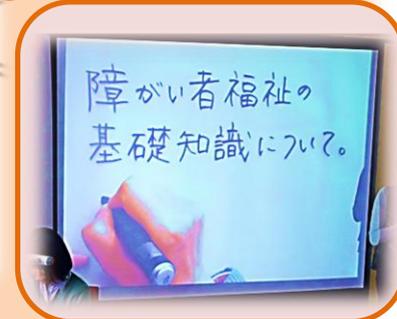
紙に書く



「治っているんだ！」



スクリーンに投影



「講師のお話、よくわかる！」

※手話通訳については、別のパンフレットをご覧ください。

要約筆記者は、**プライバシー**を守ります。

★要約筆記者は、
現場で知ったこと（診察内容など）を
ほかの人には絶対に話しません。

個人情報**は漏れません。**

安心してご利用ください。



しゅひぎむ
守秘義務

があります。

また、要約筆記者は、
要約筆記に関する**専門知識**と**技術**をもつ者です。

申請方法は、

- ・FAX
 - ・メール
 - ・LINE
 - ・TEL
 - ・来所
- 当日の
3日前までに
お願いします！

★申請に必要な内容★

次のページの①～⑨の項目

★申請先★

越谷市手話通訳者・要約筆記者派遣事務所

住所：〒343-0813越谷市越ヶ谷 4-1-1 中央市民会館 1階
障害者福祉センターこぼと館内

TEL/FAX：048-966-4593

E-mail：syuwa@koshigaya-syakyo.com

LINE：@lcd9997u



★受付時間★

火曜日～土曜日

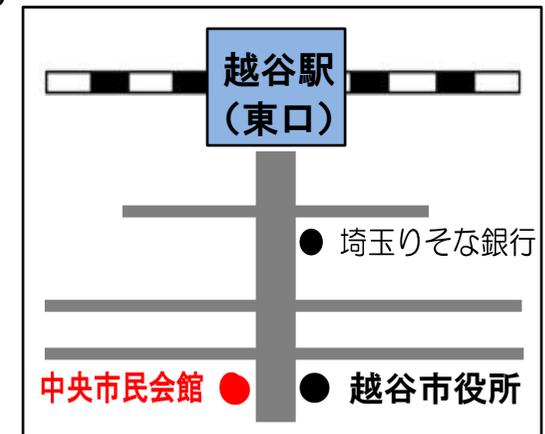
AM8:30～PM5:00

※日・月・祝日は休み

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

★アクセス★

越谷駅から
徒歩で約10分



越谷市手話通訳者・要約筆記者派遣申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会会長宛

| | | | | |
|--|--------|---|--------|--------|
| ① | ふりがな | | | |
| | 依頼者名 | | | |
| ② | TEL | 048- | FAX | 048- |
| | | 343- | | |
| ③ | 住所 | 越谷市 | | |
| ④ | 派遣日 | 令和 年 月 日 () | | |
| ⑤ | 派遣場所 | | | |
| | 住所 | TEL | | |
| ⑥ | 時間 | 午前 時 分 ~ 午後 時 分 | | |
| ⑦ | 内容 | | | |
| ⑧ | 待合せ場所 | 待合せ時間 | 午前 時 分 | 午後 時 分 |
| ⑨ | 希望する派遣 | ご希望の派遣の番号に○を付けてください。 ①手話通訳者 要約筆記者 (②ノートテイク ③OHC) | | |
| | 備考 | | | |
| ※この個人情報 は 当事業の目的以外に使用することはありません。 越谷市手話通訳者・要約筆記者派遣事務所 住所：越谷市越ヶ谷 4-1-1 こばと館内 TEL/FAX：048-966-4593 E-mail：syuwa@koshigaya-syakyo.com | | | | |

越谷市コミュニケーション支援事業とは??

説明動画はこちらから!

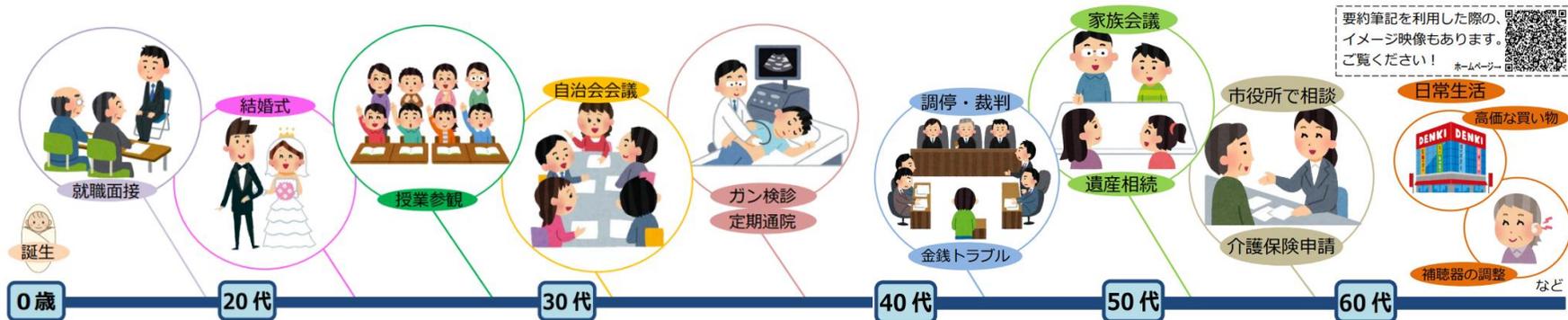
★事業概要 ★こんな時に使える!① ★こんな時に使える!②

要約筆記者の派遣について知りたい方は、「こしがや要約筆記物語」をぜひご覧ください。

要約筆記者を使うとどんな感じ? こちらをご覧ください↓↓

| | | |
|------------|----------|------------|
| ■病院(自分の受診) | ■学校 | ■自治会会議 |
| ■病院(家族の受診) | ■職場 | ■講習会(沐浴講座) |
| ■銀行 | ■冠婚葬祭 | ■福祉団体の会議 |
| ■携帯ショップ | ■裁判所(調停) | ■講演会 |

こんなときに、
要約筆記を
ご利用できます。



要約筆記を利用した際の
イメージ映像もあります。
ご覧ください！

ホームページ



日常生活

高価な買い物



補聴器の調整 など

Q & A

Q 利用料はいくら？

A 原則、無料でご利用いただけます。

Q 場所は、越谷市内だけ？

A いいえ。埼玉県、東京都、千葉県も大丈夫です。この他の県への派遣を、希望する場合は、ご相談ください。



Q 要約筆記をお願いできる時間帯は？

A 午前8時から午後9時までです。

Q お願いできる内容か、自分ではわからない。

A 派遣が可能か、まずは、ご相談ください。

Q 本当に公的なサービスなの？

A はい。このサービスは、**越谷市社会福祉協議会**が越谷市から委託を受けて、運営しています。



越谷市

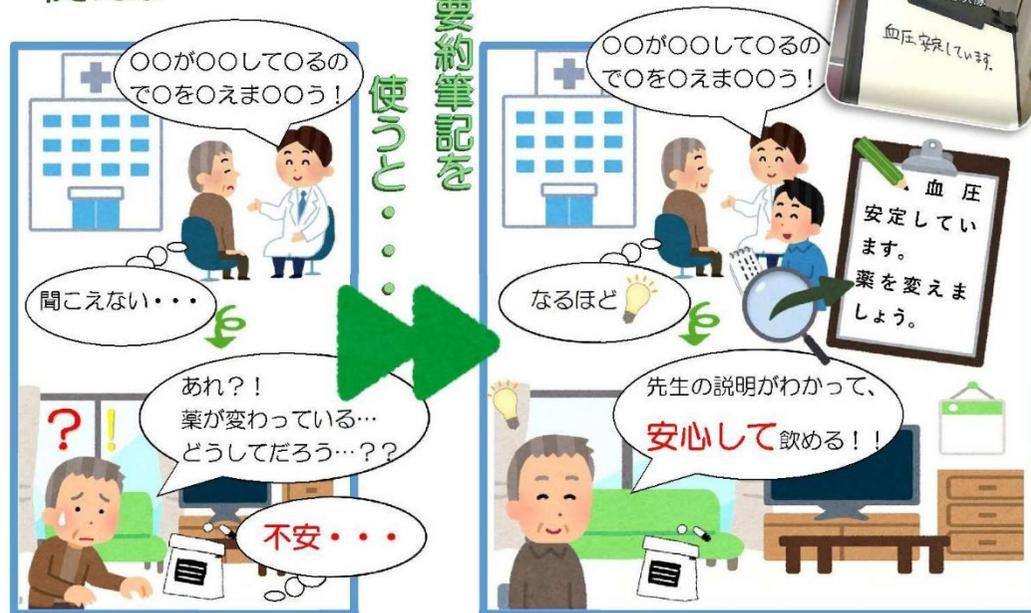


越谷市社協

こんなときに、
要約筆記が使えます。



例えば・・・



VIDEO 要約筆記の利用の様子をわかりやすい動画で配信しています。
お手持ちのスマートフォンでぜひ検索、ご覧になってください!!

→ → → こしがや要約筆記物語

ユーチューブ

要約筆記使ってみませんか??
裏面の申請用紙をFAX、またはお電話でのお申し込みお待ちしております。

利用は **無料!**